

### ご存知ですか 住民票の電話予約サービス

▼申し込み・問い合わせ  
住民グループ ☎079(435)2366

お仕事などで、平日役場へ行くことができない方のために、住民票の電話予約サービスを行っています。

土曜日が日曜日なら、住民票を取りに行けますので…



いつの、土曜日、または日曜日に来られますか？ 本人確認書類と手数料を持ってきてくださいね。



▼電話予約の方法  
平日午前8時30分から午後4時30分までの間に役場住民グループまで電話をかけて住民票の予約をします。

▼役場で受け取る  
予約の後、指定した土曜日、日曜日の午前9時から午後5時の間に役場にお越しください。

宿日直室で本人確認書類(運転免許証、パスポート、写真付住基カードなど)と手数料を持参して予約した住民票を受け取ります。

※電話予約ができるのは、住民票だけです。印鑑証明書や戸籍証明書は電話予約できません。また、受取日として指定できるのは土曜日と日曜日だけです。祝日や年末年始は受取日に指定できません。

### 年金 公的年金等の源泉徴収票が交付されます

▼問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165  
※IP電話・PHSからは、☎03(6700)1165にお電話ください。  
▼受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

#### 老齢給付の受給者に送付

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金等については、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。しかし、国民年金法などにおいて、障害もしくは死亡を支給事由とする年金については課税しないこととなっているため、老齢もしくは退職を支給事由とする年金についてはのみ課税されます。

公的年金等の支払者(厚生労働省・各共済組合)は、所得税が老齢年金等から源泉徴収されたか否かにかかわらず、全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、その年の翌年1月31日までに交付されます。

このため、厚生労働省から委託された日本年金機構では、

#### 国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者の方々に

平成21年分の源泉徴収票を作成し、平成22年1月末日までに届くよう、平成22年1月15日から順次送付されます。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の一年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額(介護保険料額、国民健康保険料および長寿医療保険料)、源泉徴収税額および控除内容となっています。なお、65歳未満で年金の支払額が108万円に満たない方と、65歳以上で年金の支払額が18万円に満たない方については、所得税が源泉徴収されません。

#### 確定申告の際に必要

2つ以上の年金の支払者になる方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告(2月16日～3月15日までに、住所地を管轄する税務署で受け付け)を行うことになっています。この源泉徴収票は、その際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

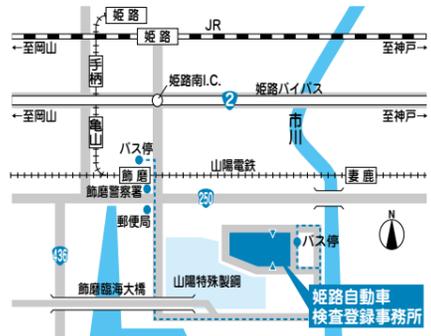
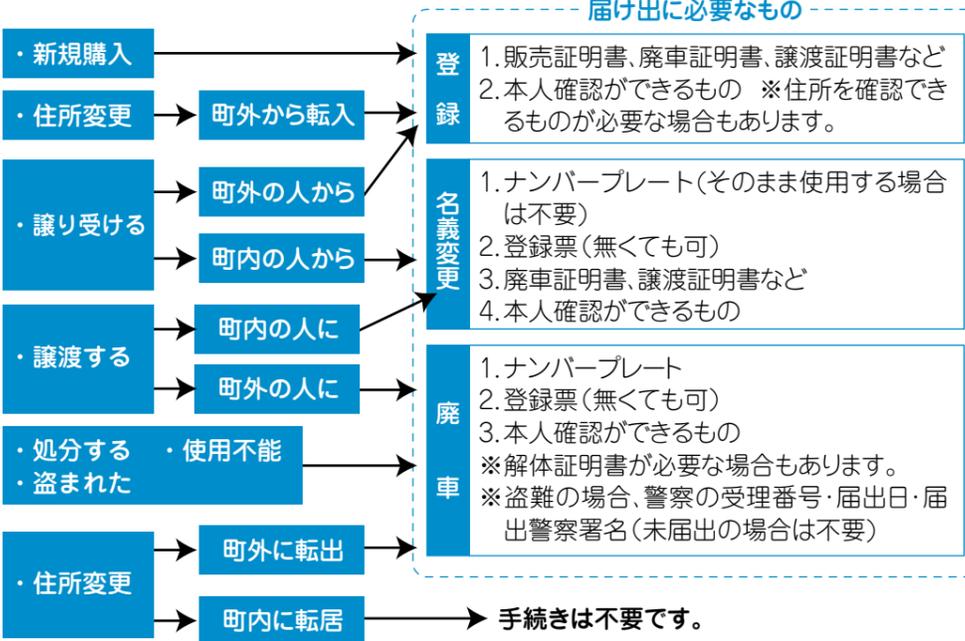
なお、老齢年金等から特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。万一、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合などには、日本年金機構のコールセンター(ねんきんダイヤル)において源泉徴収票の再交付の受け付けを行っています。

### 忘れていませんか原付などの廃車手続き

▼届け出・問い合わせ

- ◎原動機付自転車・小型特殊自動車 税務グループ ☎079(435)0358
- ◎軽三輪・軽四輪 軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 ☎079(231)4101
- ◎軽二輪・二輪の小型自動車 姫路自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2067

### 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター・コンバインなど)の手続き



軽自動車税は毎年、4月1日現在で軽自動車などを所有する人にかかります。

このため、他の人に譲り渡したり盗難に遭ったりした場合でも、3月末日までに届け出なければ、平成22年度の軽自動車税もかかることとなります。また、所有者が亡くなった場合でも名義は変わっていませんので、届け出をしてください。

平成22年度軽自動車税の納期限は5月31日(月)です。

### NOSAIの建物共済

掛金率の変更でさらに加入しやすくなりました  
昨年7月より、NOSAIの建物共済の掛金料率が改訂され、木造の住宅では、従来より安い掛金で充実した補償が受けられるようになりました※1

建物火災共済  
◎お支払いできる損害 火災、落雷、物体の落下・衝突など(自動車の当て逃げなど)、水濡れ被害(消化に伴う水濡れなど)、盗難によるき損・汚損



◎加入額1,000万円(1年間)とした場合の掛金は

普通物件 (住宅・納屋 アパート 車庫など)	不造・木造防火造		鉄骨造・土蔵造		鉄筋コンクリート造	
	建物	家具類	建物	家具類	建物	家具類
	6,800円	4,400円	4,400円	2,400円	2,400円	2,400円

※1 従来の木造(7,300円)と木造防火造(6,600円)が一化され、上表の木造・木造防火造となり、鉄筋コンクリート造の家具類(3,300円)と建物(2,400円)も一化されました。  
1棟あたり、建物と家具類それぞれを合わせて6,000万円までご加入いただけます。

近年、夏場の落雷による家電製品への被害が増加しており、被害額も高額になっています。落雷による被害は「建物火災共済」の補償対象ですが、テレビやパソコンなどの電化製品は、家具類に加入していないと補償されません。思いがけない災難に備えて、ぜひ家具類への加入もご検討ください。

なお、上記の火災共済の補償内容に加えて、台風や突風、大雨などの自然災害による被害も補償される『建物総合共済』もあります。詳しくは、当協議会までお問い合わせください。

#### NOSAIの建物共済4つの特色

- 1 保険の見直し時に便利 手続き簡単。掛金を納めたその日の午後4時から補償されます
  - 2 最大で掛金の10%を無事戻し 継続加入された方を対象に無事戻しを実施します ※新規加入の方は継続3年目より、掛金から無事戻金が差し引かれます。
  - 3 災害時には各種費用共済金をプラス 残存物取片付け費用・失火見舞費用共済金(隣家への類焼見舞金)などをお支払いします
  - 4 毎年、加入の見直しが可能 1年ごとの契約なので、毎年加入内容の見直しができます
- ▶申し込み・問い合わせ  
○東播磨建物共済推進協議会 ☎079(424)1391  
○住民グループ ☎079(435)2364